

丹波市地域福祉計画推進協議会（第6回）

日時：令和3年2月15日（月）

14:00～2時間程度

場所：本庁第2庁舎2階ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報 告 事 項

（1）パブリックコメントの結果報告及び素案の変更箇所の説明

（2）推進協委員からの意見について

4. 協 議 事 項

（1）パブリックコメント等に対する質疑応答について

（2）丹波市地域福祉計画素案（本編）の最終確認について

（3）概要版について

（4）答申について

5. そ の 他

6. 閉 会

〔資料の構成〕

(1) 会議次第	P1～2
(2) 丹波市地域福祉計画推進協議会条例	P3～4
(3) 丹波市地域福祉計画推進協議会委員及び事務局員名簿	P5～6
(4) パブリックコメント期間中の委員意見	P7～9
(5) 答申(案)	P10
(6) 第3期丹波市地域福祉計画<概要版>素案	別冊

2月8日付配布

【事前配布資料】第3期丹波市地域福祉計画素案	別冊
【事前配布資料】4計画に対する意見募集(パブリックコメント) の結果報告	別冊
【事前配布資料】丹波市地域福祉計画推進協議会(第5回)議事録	別冊

○丹波市地域福祉計画推進協議会設置条例

平成30年12月25日
条例第62号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する地域福祉計画の策定及び円滑な実施の推進を図るため、丹波市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) 福祉団体等の代表者
- (4) 地域住民の関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。

- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌握し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 部会長は、部会において必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第5号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

丹波市地域福祉計画推進協議会委員名簿

(任期：平成31年4月26日～令和4年4月25日／3年間) ※うち計画策定は2年間

〔委員名簿〕

令和2年6月10日現在

No.	区 分	氏 名	所属団体等名	役職名等	摘 要 (専門、役割、所属区分等)
1	識見を有する者 (条例第3条第2項第1号)	谷 口 泰 司	関西福祉大学 (社会福祉学部)	教授	障害者・高齢者福祉、 就労支援
2		松 尾 信 幸	兵庫県司法書士会	司法書士	権利擁護、成年後見制 度
3	関係行政機関 (条例第3条第2項第2号)	逢 坂 悟 郎	丹波健康福祉事務所	所長	地域福祉の取組推進支援 (広域的見地)
4		山 本 伸 雄	ハローワーク柏原 (柏原公共職業安定所)	所長	生活困窮者等就労支援
5	福祉団体等の代 表者 (条例第3条第2項第3号)	開 田 昇	丹波市民生委員児童委員連合会	会長	民生委員児童委員
6		長 井 克 己	丹波市社会福祉協議会	会長	地域福祉推進団体
7		澤 村 安由里	丹波市社会福祉法人連絡協議会	会長	社会福祉法人
8		中 川 優 一	みつみ生活サポートセンター	社会福祉士 相談支援専門員	障がい者相談支援事業 所
9		森 島 美 幸	丹波市身体障害者福祉協議会	理事	障害者団体
10		足 立 美 樹	丹波どんぐり食堂 (移動式子ども食堂)	管理栄養士	ボランティア団体
11		山 口 洋 子	丹波市保育協会 (認定こども園ミライズそら)	園長	子育て支援団体
12		堂 本 喜代和	丹波市老人クラブ連合会	会長	高齢者団体
13	地域住民の関係 者 (条例第3条第2項第4号)	大 野 亮 祐	丹波市自治会長会	会長	自治会長会
14		田 中 義 人	新井自治協議会	コミュニティ活動 推進員	自治協議会
15	公募による市民 (条例第3条第2項第5号)	八 尾 苗 江			障害者就労移行支援 (一社) a m * a m
16		糸 田 弘 子			吉見地区生活支援サー ビス推進会議アドバイザー
17	その他市長が必要と認める者 (条例第3条第2項第6号)	大 西 誠	丹波市人権・同和教育協議会	会長	人権団体
18		西 田 隆 之	丹波市学校長会 (中央小学校)	校長	教育関係団体

〔事務局員名簿／丹波市〕

No.	所属部課名	氏 名	役職等	摘 要
1	健康福祉部	井上 鉄也	理事 (地域包括ケアシステム担当)	
2	健康福祉部	金子 ちあき	部長兼福祉事務所長	
3	健康福祉部社会福祉課	森本 英行	課長	全体統括 地域包括ケアシステム部会 事務局
4	〃 介護保険課	谷 永 仁	課長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
5	〃 障がい福祉課	高見 智幸	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
6	〃 自立支援課	中村 直樹	課長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
7	〃 自立支援課	宮野 さおり	福祉総合相談係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
8	〃 介護保険課	大西 万実	副課長兼介護保険係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
9	〃 介護保険課	荒木 信博	地域支えあい推進係長	地域包括ケアシステム部会 事務局 (専門部会)
10	〃 障がい福祉課	徳田 克彦	障がい総務係長	虐待対策・権利擁護支援部会 事務局 (専門部会)
11	〃 社会福祉課	村上 浩一	福祉総務係長	全体統括 (副) 地域包括ケアシステム部会 事務局

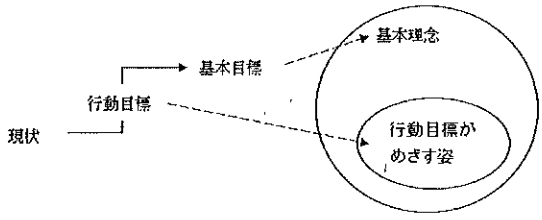
〔事務局員名簿／丹波市社会福祉協議会〕

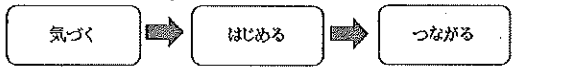
No.	所属部課名等	氏 名	役職等	摘 要
1	法人事務局	芦田 正吾	事務局長	
2	〃	吉見 和幸	事務局次長	
3	〃	松 浪 豊	事務局次長	
4	地域福祉課	田邊 和彦	事務局次長兼課長	
5	総務課	荻野 和昌	課長	
6	介護保険課	藤本 裕二	課長	
7	地域福祉課	山本 奈津希	係長	
8	介護保険課	小谷 菜絵	係長	

丹波市地域福祉計画（案）
 丹波市成年後見制度利用促進基本計画（案）
 丹波市子どもの貧困対策推進計画（案）
 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画（案）

パブリックコメント期間中の委員意見

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
P46	【文言の訂正】 コラム 子供たち → 子どもたち	【修正提案】 「子どもたち」に修正しました。
P31 1 行目	【意見】※下線部は、加筆部分 2 重要視点 (3) 人権擁護 <u>権利擁護支援の中心は意思決定支援と捉え、</u> 支援が必要な状態になっても、それぞれのライフ ステージにおいてその人らしい暮らしを自分の 意思で決定し送ることができるよう、本人の権利 や生活を守る取組みを推進します。 <u>コロナ禍に</u> <u>おいては、同調圧力によって個人の意思決定が</u> <u>覆されることのない社会づくりをめざします。</u> DVや性的少数者に対する差別、コロナ差別など 人権を脅かす事態に適切に対応し、家族や地域住 民、関係機関や団体などと連携しながら、 <u>人と</u> <u>しての尊厳が守られる地域づくりを推進しま</u> <u>す。</u>	【修正提案】 提案どおり修正しました。
P58 下から 4 行目	丹波市成年後見制度利用促進基本計画 第1章 1 計画策定の背景と趣旨 支援が必要な状態になっても 削除 *「認知症高齢者や障がいのある人など」に関する 記述で、「支援が必要な状態」の意味が不明。障害 者、あるいは認知症高齢者と認定された時点から支 援が必要であり、特段の状態を必要とするものでは ないを考える。かつ、この文言に続く「住み慣れた 地域の中で……」が、利用促進計画の趣旨を明確に 表しているので、意味不明の文章は削除を希望す る。	【修正提案】 提案どおり削除しました。
P60 6 行目	第2章 1 現状 また、成年後見制度の市長申立て件数（介護保険 課・障がい福祉課）は1件となっています。 *この文章の前には、成年後見制度の令和元年7月 末現在の利用者数が記載されており、 累計数 と思わ れるが、本文は、令和元年度のみ件数である。せ めて、下図に記載されている平成29年度、30年度、 令和元年度の合計数を年度を示して表記してはど うかと思う。書き改めを希望する。	【現状維持】 成年後見制度の利用者数は 令和元年度に新規利用者とな った数字ではなく過去からの 利用者も含めた、令和元年度7 月末時点での利用者数となっ ています。 一方、市長申立て件数は、その 年度に申立てを行った件数で あり、累積数として表示してお

計画 該当 P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)
		りません。 各年度の数字については、下図のとおりですので、修正を行いません。
P62 4行目	2 課題 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた割合は23.8% (平成27年(2015年)現在)、認知症高齢者数は令和元年度(2019年)は前年度より283人増加して2,545人となっています。 <u>訂正</u> 高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせた割合は23.8% (平成27年(2015年)現在)。令和元年度(2019年)の認知症高齢者数は2,545人で、前年度より283人増加しています。	【修正提案】 提案どおり修正しました。
計画 (共通)	本計画が目指すところは、2040年さらにその先を見据えたものですが、計画策定にあたって市民との間に、その将来像や予測される問題を十分に共有することができておりません。本計画の実施にあたっては、市全体のコンセンサスを得ていくことが重要だと思います。 そのためには、市民と行政、福祉専門職が対話を繰り返しながら、市民自身が地域福祉を学ぶ機会が必要になってきます。地域福祉を学ぶための学習プログラムの作成や対話を促進する専門職ファシリテーターや市民ファシリテーターの養成を行っていただき、市民が学びあい、育てあう環境整備をお願いいたします。	【現状維持】 ご意見の通り、地域福祉における問題や課題の認識が市民と共有できておらず、本計画策定後は地域を回り、計画の周知活動を実施しながら情報共有することで、福祉意識醸成できればと存じます。
計画 (共通)	1. 地域福祉計画と地域福祉推進計画の関係性について Q. 次のような図の理解で合っていますでしょうか。 	人と人が支えあう社会の構築を目指し、社協の計画は、住民が主体となって地域福祉活動を行うための参加計画であり、社協が住民活動の支援を行う行動計画です。行動目標及びそのめざす姿は、丹波市地域福祉計画の地域共生社会を実現させるものであります。

計画 該当P	ご意見・ご提案の趣旨	事務局の回答・考え方(案)															
	Q. 行動目標は、「地域住民」「地域」「社協」にどのような行動が生まれると望ましいか、どのようなコミュニケーションが生まれると望ましいか、どのような関係性を重視したいか、など、基本目標にたどり着くためのプロセスにおいて重視したい目標という理解で合っていますでしょうか。	お見込みの通りです。さらにこれからの丹波市においてそれぞれの地域での暮らしを考えたときの大切なかかわりであると考えております。															
	Q. 行動目標①～③の関係性について、次の理解で合っていますでしょうか。 お見込みの通りです。 本計画では、基本目標までのプロセスを3つの段階に分けて、それぞれの段階での地域福祉に関わる全ての人が、以下のような視点を持つことが大切だと示している。  <pre> graph LR A[気づく] --> B[はじめる] B --> C[つながる] </pre> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気づく</th> <th>はじめる</th> <th>つながる</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・お互いを知る</td> <td>・参加する、交流する、企画する</td> <td>・地域生活課題の解決に向け、新たな活動を始めた、仕組みをつくる</td> </tr> <tr> <td>・地域生活課題や取り組みを知る</td> <td>・社協は場をつくる、機会をつくる、ボランティアを養成する</td> <td>・地域の中の営みに福祉目線が入る</td> </tr> <tr> <td>・自分にできることを考える</td> <td></td> <td>・社協は多職種のチーム体制づくりを行い、ネットワークづくりを支援する</td> </tr> <tr> <td>・社協は地域に出向き、地域生活課題を把握する</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (意見) ・行動目標について、役割が「地域住民」「地域全体」「社協」になっていますが、地域福祉計画の基本目標にたどり着くための行動目標であるなら、「専門職」「行政」を追加する方が良いのではないかと思います。	気づく	はじめる	つながる	・お互いを知る	・参加する、交流する、企画する	・地域生活課題の解決に向け、新たな活動を始めた、仕組みをつくる	・地域生活課題や取り組みを知る	・社協は場をつくる、機会をつくる、ボランティアを養成する	・地域の中の営みに福祉目線が入る	・自分にできることを考える		・社協は多職種のチーム体制づくりを行い、ネットワークづくりを支援する	・社協は地域に出向き、地域生活課題を把握する			社協が住民とのつながりを深め、住民主体による地域力向上をめざしていく中で、当然に専門職や行政ともつながり連携していくこととなります。本計画は、地域でのつながりをわかりやすく住民、地域、社協の3つの役割としてまとめました。
気づく	はじめる	つながる															
・お互いを知る	・参加する、交流する、企画する	・地域生活課題の解決に向け、新たな活動を始めた、仕組みをつくる															
・地域生活課題や取り組みを知る	・社協は場をつくる、機会をつくる、ボランティアを養成する	・地域の中の営みに福祉目線が入る															
・自分にできることを考える		・社協は多職種のチーム体制づくりを行い、ネットワークづくりを支援する															
・社協は地域に出向き、地域生活課題を把握する																	

(案)

令和3年3月4日

丹波市長 林 時彦 様

丹波市地域福祉計画推進協議会
会長 谷口 泰司

第3期丹波市地域福祉計画の策定について（答申）

令和2年2月14日付諮問第15号で諮問のありました第3期丹波市地域福祉計画の策定について、当協議会において慎重に審議を重ねた結果、別冊第3期丹波市地域福祉計画（案）のとおり答申いたします。

なお、本計画の進捗にあたっては、協議会の意見に十分配慮され、市民が互いに支えあい、一人ひとりが主体となって、集い・支えあい暮らし続けられるまちをめざし、孤立することなく「助けて」と言える、地域共生社会の実現に、着実に取り組まれるよう期待いたします。